

## 建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に変更が生じたので、  
 次のとおり届け出ます。

建築士法第23条の5第1項  
 (所属建築士以外の変更)  
 建築士法第23条の5第2項  
 (所属建築士の変更)

} の規定により,

年 月 日

徳島県指定事務所登録機関  
 一般社団法人 徳島県建築士事務所協会 会長 殿

開設者氏名 \_\_\_\_\_  
 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

[注意事項]

- 1 「登録事項」の欄には、すべての項目について、現在登録している内容を記入してください。
- 2 「変更事項」の欄には、変更のあった項目のみ記入してください。

| 登録事項     |                  | 変更事項   |
|----------|------------------|--|
| 建築士事務所   | ふりがな<br>名称       |  |
|          | 所在地              | 〒 -<br><br>電話( ) - FAX( ) -                                  |
| 開設者      | 個人<br>ふりがな<br>氏名 |  |
|          | 法人<br>ふりがな<br>名称 |  |
|          | 役員名<br>及び役名      | 別添1「役員名簿」のとおり  |
| 管理建築士    | ふりがな<br>氏名       |  |
|          | 免許の別及び<br>登録番号   | 一級・二級・木造 建築士<br>(            登録) 第            号            号 |
| 所属建築士    |                  | 別添2「所属建築士変更事項」第一面及び第二面のとおり                                   |
| 事務所登録番号  |                  | 徳島県知事登録 第            号                                       |
| 事務所登録年月日 |                  | 年            月            日                                  |